

## 告 訴 状

住所 〒998-0013 山形県酒田市東泉町4丁目13番地の16  
告訴人 和多田 惇

住所 〒999-7638 山形県鶴岡市藤岡字イカリ田13番地  
被告訴人 五十嵐 幸枝

被告訴人の次の告訴事実に記載の行為は、刑法第233条（信用毀損及び業務妨害の罪）に該当すると思料しますので、捜査のうえ、厳重に処罰されたく告訴いたします。

平成26年7月16日

鶴岡警察署長 殿

上記告訴人 和多田 惇



### 第1 告訴事実

- 1 一般社団法人山形県中小企業診断協会（以下、「当法人」という。）の代表理事である被告訴人は、平成26年1月17日（金）午後5時30分から山形市幸町5-22子市場大漁日本海や2階で外部講師を呼んで行った研修会の席において、告訴人が被告訴人の住宅周辺に全く行ったことがないにも拘わらず、参加者全員及び公益財団法人山形県企業振興公社所属外部講師の永岡仁氏及び研修会受講出席者の前で、告訴人に対し、「和多田さんのことです。私の近所の人から、近所に変な人がいるということで警察にこういう人がうろついているということで警察に言いましたよ。そういうことはやめてください。」とその場に参加している全員に聞こえるような甲高い声で、あたかも事実であったかのごとく、全くの虚偽の発言をした。
- 2 更に、引き続き同席において、被告訴人は、同様に外部講師及び受講参加者の前で、告訴人に対し、「県の人が言っていました。和多田さんは診断協会を辞めてください。県の人が言っていました。和多田さんは診断協会を辞めてください。」とその場に参加している全員に聞こえるような甲高い声で、発言した。
- 3 上記1、2の被告訴人の行為は、虚偽の風説を流布し、または偽計を用いて告訴人の業務上の信用を毀損することで業務妨害を行った。告訴人個人に対しても著しく名誉を毀損した。

### 第2 告訴事実の概要

- 1 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に基づく理事会設置法人及び



監事設置法人の一般社団法人である。

- 2 当法人の登記上の主たる事務所所在地は、「山形市南原町一丁目14番51号」の当法人社員の三宅鴻志社員（会員）所在に置いてあるが、この場所は登記表示だけの名目上の「主たる事務所」であり、この所在地での本社事務機能は全くない。実際の当法人の本社機能は、被告訴人宅である「〒999-7638 山形県鶴岡市藤岡字イカリ田13」で行われている。地図を見る限りでは、この場所は「泉流寺」というお寺の場所でもある。
- 3 当法人のホームページ等に公表されている電話番号は、被告訴人または泉流寺の電話番号と同一である。社員（会員）が当法人の事務所に電話をかけるためには、この電話番号に電話をかける方法しか他に方法はない。
- 4 被告訴人は、当法人の社員、理事及び代表理事である。
- 5 研修会講師及び参加者の名簿は別紙のとおりである。
- 6 告訴人は、当法人の社員であり、「中小企業診断士」等の資格に基づき「和多田コンサルティング」の商号で経営コンサルティング業を営業している。当該営業は、クライアント及び関係機関から企業信用を得ることで営業が成り立っている。
- 7 告訴人の個人行動に関し、関係機関やクライアントから信用を失っては事業を維持することは困難である。
- 8 前記第1の1については、告訴人宅と被告訴人宅との距離は、登記上の主たる事務所所在地よりは遙かに近いが、告訴人は、以前から、被告訴人は虚言癖が強く、ありもしない作り話をする人物と感じていたため、仮に必要ながあって訪問したとしても、被告訴人から何を言われるか分からないと考え、同所在地が実質的に当診断協会事務所であるにも拘わらず、同事務所を訪問することは意識的に避けていた。従って、この場所にはこれまで全く行ったことがない
- 9 前記第1の2の「県の人が言っていました・・・」の下りの部分についての「県の人」が誰を指して言っているかは告訴人には不明であり、身に覚えのない事柄である。被告訴人からの立証を求めたい。当法人と県の関係機関との関係については、契約上または法律上の権利義務関係は一切ない。当法人自体は、単体独立法人であり、仮に被告訴人個人や関係機関職員が告訴人の除名を望むことは、法人法第30条1項に基づき当法人社員総会での社員投票による特別決議を必要とする事項である。県の機関の関係者といえども、外部機関が直接、社員の辞任または除名を求めることは全くできないことである。
- 10 告訴人は、被告訴人の当法人代表理事としての行動につき、法人法上の特別背任行為等の不当な行為があったため、法人法第99条1項に基づき理事の職務の執行の監督権限を持つ監事に対し、代表理事の法令及び定款に反する前記第1の1及び2の行為を含めた不当な行為の事項を報告した。同監事からは法人法第100条に基づき、同事項を平成26年5月1日開催の理事会に報告した。しかし、理事会は、その後



開催された理事会においても、監事から報告のあった不当行為について、法人法90条2項1号及び2号に係る理事会の業務執行を委任した代表理事の職務執行について監督する義務を負っているにも拘わらず、未だ理事会では同行為の認否についての決議を行っていない。

### 第3 証拠資料

- 1 商業登記事項証明書
- 2 当法人定款写し（当法人ホームページから）
- 3 監事へ報告した代表理事による不当行為についての内容証明郵便物
- 4 録音した CD—R